

路上喫煙防止指導啓発等業務委託 仕様書

● 契約期間

契約締結日～令和8年11月31日

● 業務の履行開始までの準備事項

(1) 受注者

受注者は、以下のアからキまでに示す事項について、実施しなければならない。

ア 路上喫煙防止指導員（以下「指導員」という。）として配置するすべての者に関する以下のⅠからⅢまでに示す事項について、発注者に対して報告すること。

Ⅰ 所属 Ⅱ 氏名 Ⅲ 生年月日

イ 業務の履行に支障をきたさないよう、指導員の数を確保すること。

ウ 指導員に対して条例・規則について教育対し、業務開始前に本市条例に関する研修を実施すること。研修実施後、研修を実施した旨の誓約書を市に提出すること。

エ 発注者から引き継ぐ業務関連事項等について、すべての指導員に周知すること。

オ 指導及び啓発業務について、履行初月の月間業務計画書を提出すること。

カ 指導及び啓発パトロール（以下「パトロール」という。）の際に使用する啓発アナウンスを再生する機器（10 W程度のスピーカー出力）を必要数用意すること。なお、音声データについては、発注者が作成し、電子メールにてMP3フォーマットで受注者に送信する。

キ 業務に従事する指導員に携行させる、移動経路の記録が可能なGPS機器を必要数用意すること。

● 業務内容

(1) 指導及び啓発業務

受注者は、指導員二名一組を配置し、指導員は以下のアからキまでに示すものを携行し、又は着用した上で、以下の表のとおり指導及び啓発パトロール（以下「パトロール」という。）を実施するものとする。

ア 指導員証

イ 啓発ベストと啓発帽子

ウ 啓発アナウンスを再生する機器

エ 携帯灰皿

エオ 禁止区域の案内リーフレット

オカ GPS機器

キ その他発注者が指示するもの

表 指導・パトロールの項目と内容

項目	内容
業務詳細	<p>パトロールの際は、以下の①から⑦のとおり実施すること。</p> <p>① 路上喫煙者を視認したときは、声掛けにより条例の周知を行い、喫煙をただちにやめるよう指導すること。</p> <p>② 路上喫煙者への指導の際には、禁止区域の案内リーフレットを適宜提示し、必要に応じてこれを手交すること。</p> <p><u>③③ 指導員の周辺5 m程度に聞こえるよう、啓発音声を再生すること。</u></p> <p>④ 路上喫煙者のたばこの火を消す場合は、適宜携帯灰皿で処理するとともに吸い殻を適正に処理すること。</p> <p>④⑤ 指導数やその他指導に関する事柄を記録すること。</p> <p><u>⑤⑥ 業務の際は、GPS 機器を常時携帯し、業務時間中の移動経路を記録すること。</u></p> <p>⑦ その他発注者が指示すること。</p>
場所	4(1)に示す禁止区域 <u>2箇所</u> (守口地区、大日地区)
期間	令和7年10月20日8年度については6月1日から令和8年9月31日31日までの期間内に実施すること。令和9年度、10年度については4月1日から翌年3月31日まで実施すること。ただし、令和7年各年度12月27・28日から令和8年翌年1月4日3日までの期間は除くこと。
時間	一つの地区において、1回あたり連続した <u>1時間</u> とする。
時間帯・回数	<p>一つの地区において、原則として週2回の頻度で<u>合計44回実施各年度合計104回実施(令和8年度については86回)</u>し、「平日」と「土曜日、日曜日、祝日又は振替休日(以下「土日祝等」という。)」について、それぞれ以下のとおり実施すること。</p> <p>[平日] I～IV</p> <p>I 午前7時40分 から 午前8時40分 まで：<u>1229回(令和8年度24回)</u></p> <p>II 正午 から 午後1時 まで：<u>5回-13回(令和8年度11回)</u></p> <p>III 午後3時 から 午後4時 まで：<u>5回-13回(令和8年度11回)</u></p> <p>IV 午後5時30分 から 午後6時30分 まで：<u>1229回(令和8年度24回)</u></p> <p>[土日祝等] V</p> <p>V 午前9時から午後5時30分までの間の1時間^{※5}：<u>40回-20回(令和8年度16回)</u></p>
備考	<p>以下の①、②を遵守すること。</p> <p>① 一つの地区において、原則として同日に2回以上実施しないこと。</p> <p>② 清潔感のある身だしなみのもと、路上喫煙者等に対して丁寧な言葉遣い等で対応するよう徹底すること。</p>

※5 時間帯の詳細は、別途発注者が受注者に伝えるものとする。

表 実態調査の項目と内容

項目	内容
業務詳細	以下の①から③まで実施すること。 ① 通行者数及び路上喫煙者数の計測を同時に目視で実施すること。 ② 計測した通行者数及び路上喫煙者数を記録すること。 ③ その他発注者が指示すること。
場所	4(2)に示す駅前8箇所 ^{※6} 。
期間	<u>令和7年11月1日から同月30日までの期間内に各年度1回ずつ実施すること。詳細な時期については、発注者と受注者が協議の上、決定すること。</u>
時間	一つの駅前において、1回あたり連続した1時間とすること。
時間帯・回数	一つの駅前において、合計2回実施し、平日について以下のとおり実施すること。 I 朝方の一時間 ^{※7} : 1回 II 夕方の一時間 ^{※7} : 1回
備考	以下の①から③までを留意すること。 ① 当業務は、指導員ではない者が従事者として実施することを妨げない。 ② 各地点の調査においては、駅前8箇所すべてを同日に実施する必要はない。 ③ 啓発ベスト等は、実態調査の主旨に鑑みて着用しないものとする。

※6 各地点の詳細は、別途発注者が受注者に伝えるものとする。

※7 時間帯の詳細は、別途発注者が受注者に伝えるものとする。

● 業務報告書の提出

- (1) 受注者は、実施した指導及び啓発業務について、1回ごとに指導内容や GPS 移動経路の記録、その他発注者が指示する項目等を記載した業務報告書を作成し、これを遅滞なく発注者に提出するものとする。

● その他業務に関連する事項

- (3) 受注者は、経年劣化による貸与品の消耗や破損等により業務の履行に支障をきたす場合は、速やかに発注者に報告し、発注者は、同等品と交換するものとする。ただし、受注者が貸与品を受注者の責に帰すべき理由により損傷し、又は紛失した場合は、受注者は発注者に速やかにその代品を納め、又は原状に復して返却するものとする。
- (4) 受注者は、貸与品のうち啓発ベストと啓発帽子については、履行終了後、速やかにクリーニングを実施した上で、発注者に返却するものとする。
- (5) 受注者は、業務の履行に際して、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。
- ~~(5)(6)~~ 受注者は、業務の履行に際して、トラブルが生じた場合は、速やかに発注者に報告するものとする。
- ~~(6)(7)~~ 受注者は、業務の履行に際して、仕様書外で受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与え、またはその他のトラブル等が生じた場合は、一切の受注者がその

責任とを負い、損害の補償は受注者の負担及び賠償を行うものとする。

(7)(8) 仕様書に関して、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、これを決定する。